

平成25年3月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成25年3月14日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成25年3月14日 午前9時4分宣告（第7日）

応 召 議 員 1 番 森 正彦 2 番 片岡 勝一 3 番 松浦 隆起
4 番 岡村 統正 5 番 坂本 貞雄 6 番 中村 卓司
7 番 氏原 義幸 8 番 松本 正人 9 番 永田 耕朗
1 0 番 西村 清勇 1 1 番 今橋 壽子 1 2 番 嶋崎 正彦
1 3 番 徳弘 初男 1 4 番 藤原 健祐

不 応 召 議 員 な し

出 席 議 員 1 番 森 正彦 2 番 片岡 勝一 3 番 松浦 隆起
4 番 岡村 統正 5 番 坂本 貞雄 6 番 中村 卓司
7 番 氏原 義幸 8 番 松本 正人 9 番 永田 耕朗
1 0 番 西村 清勇 1 1 番 今橋 壽子 1 2 番 嶋崎 正彦
1 3 番 徳弘 初男 1 4 番 藤原 健祐

欠 席 議 員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	榎並谷哲夫	教 育 次 長	岩本 敏彦
副 町 長	西森 勝仁	産 業 建 設 課 長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健 康 福 祉 課 長	下川 芳樹
会 計 管 理 者	西森 恵子	町 民 課 長	横山 覚
総 務 課 長	岡林 護	国 土 調 査 課 長	氏原 敏男
税 務 課 長	河添 博明	農 業 委 員 会 事 務 局 長	氏原 謙
滞 納 整 理 課 長	岡本 直美	病 院 事 務 局 長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村 泰富

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成25年3月佐川町議会定例会議事日程（第4号）

平成25年 3月14日 午前9時開議

- 日程第1 議案第1号 平成24年度佐川町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議案第2号 平成24年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第3号 平成24年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第4号 平成24年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第5号 平成24年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第6号 平成25年度佐川町一般会計予算
- 日程第7 議案第7号 平成25年度佐川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第8号 平成25年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第9 議案第9号 平成25年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第10 議案第10号 平成25年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第11号 平成25年度佐川町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第12号 平成25年度佐川町介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第13号 平成25年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第14号 平成25年度佐川町水道事業特別会計予算

- 日程第 15 議案第 15 号 平成 25 年度佐川町病院事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 16 号 佐川町課設置条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 17 号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 18 号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 19 号 佐川町都市公園条例の制定について
- 日程第 20 議案第 20 号 佐川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 21 議案第 21 号 佐川町債権管理条例の制定について
- 日程第 22 議案第 22 号 佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 23 議案第 23 号 佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 24 議案第 24 号 佐川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 25 議案第 25 号 牧野富太郎ふるさと館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 26 号 佐川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 27 議案第 27 号 佐川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 28 議案第 28 号 佐川町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定に

ついて

- 日程第 29 議案第 29 号 佐川町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 30 議案第 30 号 佐川町給水条例の一部改正について
- 日程第 31 議案第 31 号 佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 32 議案第 32 号 佐川町総合文化センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第 33 議案第 33 号 佐川町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について
- 日程第 34 議案第 34 号 佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 35 議案第 35 号 加茂地区住民センター・老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第 36 議案第 36 号 斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について
- 日程第 37 議案第 37 号 ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について
- 日程第 38 議案第 38 号 佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 39 議案第 39 号 牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第 40 議案第 40 号 佐川町立図書館の指定管理者の指定について
- 日程第 41 議案第 41 号 佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
これから日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。
休憩します。

休憩 午前9時5分

再開 午前10時56分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第1号、平成24年度佐川町一般会計補正予算（第6号）について、質疑を行います。

3番（松浦隆起君）

勉強会でも少しお聞きをしましたが、今一度、確認をさせていただきたいと思います。

この繰越明許の4ページの、全体的にこの繰り越しというのは、工事等で、さまざまな状況でどうしても繰り越すと、今年度でできないという場合について繰越明許になるというふうに理解をしておりますが、ほかに、この私立保育園耐震化等も含めて、若干、この繰り越しにどうしてもならざるを得ないのかなという疑問がいくつもあるんですが、勉強会でもちょっとお聞きしましたが、病院会計の繰出金、これ備品購入ということですけども、通常は、先ほど申し上げましたが、工事や、そういう等での繰り越しならわかりますが、ものを買うということでの繰り越しと。まだ、契約もしていないということでございますので、その点について、今一度、明確な御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、29ページの他会計繰出金。聞き間違いでなければ、この病院会計繰出金の921万9,000円が、建設改良費以外の工事費であるという説明だったかと思うんですが、これはどういった工事の分なのか、その2点についてお伺いをしたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

私のほうから、お答えをいたします。備品の関係につきましては、実は15日にですね、議会の終わった後ですね、入札を行うように、

担当のほうから聞いております。

終わり次第、業者が決定しますので、契約を締結をするわけですが、建物本体そのものが、まだ工事中でございますので、年度中の納期が、どうしても間に合わないということで、やむを得ず繰り越しをさせていただくということで、実際に納入されるのが、建物引渡しを受けた4月になるということでございます。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 11 時

再開 午前 11 時 1 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えをいたします。起債対象外といたしまして、実は、新しい病院に電話設備工事一式を取り入れることにしておりますが、そういった機器類がございます。それと、開発許可絡みで、まだ整備が残っております区域が、第二工区として残っておる区域がございます。その関係の工事費、建設……者絡みの開発許可の委託関係のものでございます。その他諸々の諸費としまして、一定の額、合計、これが700万ぐらいございますか、そういった起債対象外のものがございます。

3番（松浦隆起君）

まず、先ほどの、その病院会計繰り出しの備品購入。その新年度の病院が完成してから入れるということであれば、新年度の執行で構わないのではないかと。この繰り越すというのは、この繰越明許で一般から出すというのは、少しちょっと理解ができません。それから、今、病院会計繰り出しの改良費以外ということでしたけれども、今、お聞きすると、建設改良費に含まれるものも入っているような感じもするんですけども。今一度、ちょっと御説明いただけますか。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えいたします。電話設備工事、機器分ということで対象外ということで上げらせていただいております。大きなものは、そんな

ところでございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

1 番（森正彦君）

今回の補正予算の歳入、歳出、それぞれ 9,295 万 7,000 円を追加とありますが、実際は、国の大型補正で多くの資金といたしますか、きておると思います。

それでですね、国の大型補正で佐川町が実施する事業の総額とですね、主な事業を教えてくださいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。国の補正に伴いまして、本町で前倒しをして行う事業についてですね、お問い合わせがありましたので、お答え申し上げます。

まず、総額ですが、事業費で 3 億 2,083 万 5,000 円です。で、事業の内容はですね、まず、事業名で言いますと、基盤整備事業、これは島田堰と清鏡堰の工事の関係の事業です。それから、先ほどの基盤整備事業が、事業費が 8,400 万です。その内訳も申し上げますと、国・県費が、そのうち 4,535 万。地方債が 3,750 万、一般財源が 115 万です。

それから次に、地方道路交付金事業。これは、三野 1 号線とか加茂駅前線、古畑峯 1 号線、上郷 1 号線、市ノ瀬線等の工事事業ですが、これが、事業費が 1 億 910 万円。国・県費が 7,085 万、地方債が 3,180 万、一般財源が 645 万です。

続いて、木造住宅耐震化支援事業です。事業費が 1,706 万 2,000 円。国・県費が 1,386 万 5,000 円。

それから、その他が 4 万 2,000 円です。それから一般財源が 315 万 5,000 円です。

続いて、地域住宅交付金事業。これは、上郷の池田団地の外壁の工事ですが、事業費が 600 万。国・県費が 300 万、地方債が 290 万、一般財源が 10 万です。

それから、斗賀野町営住宅建設事業の、これは実施設計についての委託料なんです、事業費が 600 万。それから国・県費が 300 万、地方債が 290 万、一般財源が 10 万です。

最後に、黒岩中学校耐震化事業ですが、事業費が 9,867 万 3,000 円。国・県費が 3,814 万 8,000 円、地方債が 5,610 万、一般財源が

442万5,000円です。

それぞれ、先ほどちょっと事業費の合計申し上げましたが、国・県費の合計が1億7,421万3,000円、地方債の合計が1億3,120万、その他が4万2,000円、一般財源が1,538万の合計ということになります。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

3番（松浦隆起君）

33ページの山村振興費の、委託料と工事請負費の、このふれあいの里尾川が100万の不用と、それから工事が760万出てますが、この理由をちょっと教えていただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。ふれあいの里の、ありますシルク棟でございますが、これは24年度当初には、集落活動拠点センターとして前倒ししてから、一部改造していくような計画がございました。

ところが、24年度に入りまして、さらに、地域の活性化協議会、あるいは加工グループの「やまぼうし」等々の意見を踏まえて、この施設の改造計画をもっと具体化していこうと。さらには、地域の小活動を一層、1年間積極的にやっていこうと。それを踏まえて25年度にやろうということで、25年度に集落拠点をスタートさせるということで、設計と、この工事費用につきまして、不用額で落とすものでございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「休憩願います」の声あり）

休憩します。

休憩　　午前11時9分

再開　　午前11時12分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号、平成24年度佐川町一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、平成24年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号、平成24年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、平成24年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号、平成24年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、平成24年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第4号、平成24年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、平成24年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

8番（松本正人君）

勉強会でもチラッと説明していただき、また、先ほどの休憩中にもお聞きしたのですがすけれども。2ページですね、まず、企業債のですね、補正をしております。それから一般会計の繰り出しですね、これが行われております。この理由を述べていただきたいと思います。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 11 時 19 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えをいたします。この起債、4,670 万の補正の件でございますけれども、これは、当初予定しておりました県の耐震化事業の補助金が、5,703 万 8,000 円全額交付されますと、5 億 7,038 万 1,000 円でございますけれども、病院全体の、今の増築棟の仕上がりは 3 月になります。出来高 100%でございます、本来ならば全額こないかんですけれど、その建築主事の検査が 4 月へ入って、消防も含めて約 1 週間くらい予定の中でやられると聞いてます。県の補助金のほうが、県の建築の関係の検査が終わるまでは、終わっちゃったら、3 月に終わっちゃったら 100%払えるけれども、4 月にこけてやった場合には、後から手直しを命ぜられることがあるかもわからないので、10%保留するという、全額はもらえなかったという事情がございます。その分は、もらえんじゃなくて、25 年度にいただけますけれども、その分の、言うたら、予定しておりました支払の財源に、不足が生じるということで、何もお支払いしないわけにはいきませんので、その分の手当として 4,670 万、起債のほうを挙げるということにしております。

それで、起債の増額。そして先ほど御説明いたしました 921 万 9,000 円の、一般会計からの出資繰入金を増額をお願いするというものでございます。

（「休憩願います」の声あり）

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 21 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えします。921万9,000円の一般会計からの出資金のことでございます。

これはですね、このページで言いますと、6ページ。24年度の耐震化事業の予定額、24年度分でございますが、24年度分の12億4,860万。これが年割額として執行する計画でございます。そういうことになります。

これから、県の補助金が、同じくこの6ページの中にありますが、10%カット見合いで、5億632万8,000円。これが予定されてます。これを引きます。それから、企業債の手当ができる予定の7億2,000万を、これも同じく6ページにありますが、24年度の欄をごらんいただきたいと思います。これを差引きいたしますと、残が2,227万2,000円ということになります。

この半分をですね、一般会計から従来からお願いをしておりますので、その半分の額は、1,113万6,000円になります。これまで、一般会計のほうで、補正前にですね、191万7,000円既に織り込み済でございますので、差し引きしますと、191万7,000円から1,113万6,000円を引きますと、△の921万9,000円ということになります。

この分を追加にですね、一般会計からお願いをするものでございます。

8番（松本正人君）

なぜ、このことをわざわざ聞いたかといいますと、いわゆる年度内にですね、年度内というか計画されていたものが、これをぱっと見たときにですね、事業費が膨らんでよね、そのために借り入れも予定しちよったより余計借りないかんなって、町からの一般財源ももっと引っ張ってこないかんかったというふうにも見れるというかよね、見られかねないというところで、この事情というものを聞いたわけです。

その事情、わかりましたけれども、いわゆる事務的によね、こういうふうになるということとはですね、当初から予測はできなかったのかどうかということをお聞きして終わりたいと思いますけど。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えいたします。この補助金絡みにつきましてはですね、ほん

とに予測しておりませんでした。100%できるんだから、もう出来高100%で満額いただけるというふうに理解をしちよったわけですがけれども。予算の編成時期を迎えるに当たりましてですね、県との、ちょっと情報のやり取りをしておるうちに、そういうことがわかりましたもので、実は、ほんとにあわてております。

それと、今、事業、ほんとに動いておりまして、ほんとに、きょうも定例会ということで、関係者が集まって、いろいろ意見協議をやってるわけですがけれども、現場が動いてます、ほんとに。いろんなところで補正をせないかんとかいうなことがありますね、結果的には金額が動いたりして、御迷惑をおかけしてるわけですがけれども、そういう点、十分でない点がありますことは反省しております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

4番（岡村統正君）

先ほど、休憩中の説明の中でですね、手直しがある場合には、そこを見ないかんとというような、ちょっと発言にとられましたけど、要するに、業者はその範囲内でやるということは当然のことであって、ここ、手直しがありますからそれを補正予算を組んでやるっていうのは、基本的におかしいんじゃないですか。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えします。設計の予想範囲を超えるものも、結構出てきておるわけですので、設計で、業者さんが責任を持ってやらないかんと決められた内容を超えるものにつきましてはですね、やはりそれは手当をしていかなくはないんじゃないかと思えます。

4番（岡村統正君）

当然、設計者というものは、そういったことは予測をして設計するのが設計者の責任であってですね、こちらからの要望で変えたというものじゃなくて、もともと設計に沿ってやりゆう、その中で、そういったことが発生するということは基本的におかしいと思えますから、どうも納得がいかないかなというふうに、私は考えます。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います

議案第5号、平成24年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。
日程第6、議案第6号、平成25年度佐川町一般会計予算について、質疑を行います。

8番（松本正人君）

ずいぶんと勉強会で御説明もいただきましたけれども、一応、本会議でも、しっかりと聞いちゃきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、太陽光発電の事業が新たに導入されると、こういうこととございますけれども、前々から、県と町と、そして業者との三者の共同出資によって、これを運営を行うということで、事業を始める。こういうことを聞いております。

今回、それで予算が組まれたわけですが、それで町民にとってはですね、これが、佐川にどのような益をもたらすのかということについては聞きたいところではないかというふうに思いますので、このことについて、まずお伺いをしたいと。どういう計画で、どのような益が得られるのか、ということについて、お伺いをしたいというふうに思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。まず、この県と町と、それと民間事業者で新たに会社を設立して、太陽光発電、いわゆるメガソーラーを設置する事業でございますが、この用地につきましては、西佐川東隣りの、久しく未利用地になっておる土地でございます。約1.8ヘクタールでございますが、この土地を活用できるということが、まず第一のメ

リットでございますし、今まさに、新エネルギーということで、福島第一原発の事故以来、日本全国で言われております。その中への佐川町としての取り組みの一つであるという位置づけがあろうかと思えます。

そして、これを実際に多額を投じて、新たに会社を設置して発電事業を展開するわけでございますが、一般会計のほうに出資金として3,033万余りを計上させていただきますよりも。

これで、1.8ヘクタールに実行していきます太陽光発電は、設置規模を1,300キロワットアワー、1.3メガワットアワーを想定してございます。年間想定発電電力量は、136万6,560キロワットでございます。一般家庭の400世帯分に相当する発電量でございます。

国の、来年度の売電単価は、まだ確定はしておりませんが、38円で想定させていただきます、20年間での売電料金は9億9,069万6,000円が想定されるところでございます。

設置費用につきましては、4億5,500万円の費用がかかりますが、この20%については、三者でそれぞれ3分の1ずつ出資して9,100万円。残りにつきましては15年間、金利2.5%と想定しまして借り上げるものでございます。返済金は、元利で4億3,225万円となります。

そこで、佐川町としての金額的なメリットでございますが、20年間で、佐川町への配当金が6.625万3,000円入ってまいります。また、この1.8ヘクタールの土地を、新たな会社に貸し付けるということでございますので、1平米当たり100円で想定いたしますと、20年間では3,671万6,000円。さらに、この太陽光発電の施設には町の固定資産税が課税されますが、これが20年間で4,631万9,000円。合計いたしまして、20年間で1億4,928万8,000円という金額が佐川町に入ってくるわけでございます。

会社の運営は、20年間で計画してございまして、20年たてば、これは会社は廃止し、資金等については三者のほうに、出資団体へ戻すということが考えております。今、申しました金額の中に、そういった最終的な、会社を解散した場合の金額の出資金も含めての、トータル1億4,928万8,000円ということになります。以上でございます。

6番（中村卓司君）

3回か質問もうできませんので、6点ほど質問をします。1回目

で。

まず、1番目に、先ほど出ました西佐川駅のメガソーラーの事業でありますけれども、るる説明をいただきまして、内容等については非常によくわかりました。ただ、心配されるのは、下水道事業がやまった経過でございますが、地域の皆さんの反対があったということでやまったわけでございます。私が、委員会等で、地域の方に理解を得られるように、いつも言ってまいりました。地域の皆さんに話をしてお客様になったのかどうか、ということが1点目でございます。

それからもう1点目、あそこは、地域の皆さんの言われるとおり、遊水地でございます。もし、遊水地で事故がある、地域の皆さんの心配の事故以上に、ソーラーシステムが傷んでしまう、水害を受ける、ということになれば、これは想定外ではなくて想定内の経費が必要ではないかと思っておりますので、その点をどういうふう考えているのかというふうなことを、まずはお答えを願いたいと思っております。

第2点目。上町の事業はですね、まちづくりに大変有用な財源を利用して榎並谷町長も大変やっていきたい、やりたい事業ということで、多大な経費を入れたわけでございます。

本日の説明会では、今期は、いわゆるマイナスの事業の中で9,340万ですか、それぐらい前回とは少なくなったということで、前回、少ない事業の中に掲げておられますけれども、それは、13億っていうのは前回ありましたんで、それが9億っていうことですから、全体的には大変少ないという金額が計上されていると思っておりますけれども。今回で、事業が終わるわけでございますけれども、町長も勇退されるということでございますが、せつかく、こういった事業をですね、投資をすれば、将来に向けての展望というものが必要だと思っております。

しかしながら、地域の皆さん、そして住民の皆様にはみんながみんな大変ええ事業だと言ってる方は、非常に少ないというか、ほんとにいいのかというふうな住民の方々の声がだんだん聞こえてまいります。私個人的には、別に反対というわけではございませんけれども、せつかくここまでやられた町長の事業が、町長が勇退されるということになるとですね、もったいないという気もございまして、どういう展望を持って勇退されるのかという点を2点目。

3点目でございます。観光協会が設立されるわけですが、

具体的に、このようにやるということで、きょうも委員会で説明をいただきました。なお、もう少しですね、具体的に、やりたいことを、もう一つ、2段階、3段階、そこのやりたいことがあればですね、聞かせていただきたいと思いますし、例えば、事業の中で若干触れましたけれども、空き家バンクの話が出ました。

これはですね、その中で、観光協会にやらしたいという事業の中で、東日本の災害がありましたときに、福島県から脱出をして西日本に住みたい。しかも、高知県は海岸ぶちが多いんですけれども、中山間地に住みたい。ということで本山等に非常にたくさんの方が希望がおられるようでございます。そういったことも具体的にやっていくようなことを考えているのかということ聞かせていただきたい。

それから、4点目。これは、ことしの予算でございますので、予算のことについて聞くんですが。ソニアが、いわゆる倒産といひますか、破算をして仁淀川林業協業組合ですか、名前はちょっとわかりませんが。そこに引き継がれて、税金の、対固定資産税の滞納がない形で引き継がれているようでございますが、ことしの予算で、そのような内容、含まれた予算でやっているのかということが4点目。

5点目。ごみ処理の問題でございますが、ことしも予算が3,851万7,000円というものが組まれてあります。この組まれてあるということは、これはまあ、何と言いますか、秘密というか、もう表に出た金額で、業者さんも知るところになります。したがってですね、この価格についてどうこう言うことはございませんけれども、まあ言うたら、公開された金額という意味であれば、それに見合う金額が欲しいわけでございますして、100%に近い金額が出ても仕方がないという思いもございます。

ただ、私が今回質問をしましており、随意契約でやるのではない。あくまでも随契と、執行部は申されましたけれども、2者が4者になって、2者かし落とせないということになれば、随契ではないと。しかも、随契では得られない競争原理を持ち込むということも申されている中で、もし、今回の入札が、それに近い、100%に近い金額がなされたときに、それでも、いわゆる談合がなかったということで通されていくのか、いうことを聞きたいと思ひます。

最後、6点目、委員会でも申しましたけれども、子宮頸がんの予

算が少なくなっておりますけれども、これは、町内の子どもたちを守るために十分な金額になっているのか、内容をお聞かせを願いたいと。以上6点をお願いいたします。

町長（榎並谷哲夫君）

私のほうからお答えをいたします。なお、詳細なことについては担当課長から御答弁さす場合がありますので、御容赦願いたいと思います。

まず、メガソーラーの件でございます。この件につきましては確かに、過去に、あそこを埋め立て上げて、いわゆる災害現場の残土処理をやるということで、地元の説明に入った経過がございます。そのときには、今、中村議員がおっしゃられたとおり、遊水地であるということで、盛り上げは、地元としては「まかりならん」というようなこともございまして、これは断念した経過がございます。非常に、当時は、荒れ地ですから、そういうふうなことはないというふうに私どもも説明しながら、地元で理解を求めましたけども、結果的に残土ができなかったという経過がございます。

これはもうちょっと、ひとつは残念には思っておりますけども、その後の活用についての支障があったということで、残念に思っておりますが、結果的にはそういうことになってます。

今回、メガソーラーにつきまして、地元で、こうこうこういうことでやるという説明は行っておりませんが、このことについては、私どもは、県下のいろんな事例を想定をして、まず、環境にもそんなに影響ない、そして、先ほど遊水地帯という話がございましたけども、これは、あそこを盛り上げて云々じゃなくて、あの地番のところへ、私どもは埋設する予定でございまして、まず、遊水地として、もし水が上がったとしても、それは当然、電気の施設には影響ない、それはまあきちっと技術的なことを判断しながら設置をしておりますし、そのことが、遊水地が、いわゆる水位が上がるといふふうには、それは多分、これは計算してないですけども、まず、地域の皆さんには御迷惑をかけない施設であるというふうに判断をいたしておるわけでございます。

そして、2つ目の上町でございます。先ほど、ちょっと、13億という話がございましたけども、実際は4億余りで、大体25年度に終わると。若干、牧野公園の整備等については、若干、これは継続的なことも残ると思っておりますけど、大まかなものは4億余りという

に、私は思っておりますけど、その中でお話がありました、反対もあるということ、お伺いもいたしております。

これは、私はやっぱり、それはいろいろな意見があるから、それは反対の意見もあるということ、それはもう承知の上で進めさしていただいておりますけども、このことは、一般質問の中でも申し上げましたとおり、やっぱり国の観光施策、そして文化財の保護、維持、そういったものの、いわゆる国の方針に従った法律に基づいて私どもが導入さしていただいたという経過がございます、私どもはやっぱり、きちっと残していくものは残しながら、そして、さらにそれを活用して、地域の活性化につなげたいと、その思いで上町地区を整備をさしていただいた経過がございます。

私も、10月末をもって、任期を満了をもって、次は出馬しないということを町民の皆さんにも表明をしておりますので、これは、後の活用について、後の人に託すわけがございますけども、一応、観光協会等の話もございまして、こうしたことで、ぜひ、活性化が図れるような体制をつくって後任の人に託していきたいなあというふうに思っております、ぜひ、町民の皆さんにも、この歴史的なまち、これは、一部の上町というのは、一部の地域になりまして、町全体から言ったら、ほんとに1点かもわかりませんが、ここから、やはり観光資源の開発を図りながら、そして広域的には、仁淀川流域の6市町村の観光協会、連携を取りながら、幅広い活動ができれば、というふうに思っております。

また、もう1つは、やはり今、いろいろ各地で食に関するいろいろな競争がありまして、いろいろな各地で生まれておりますけども、そういったこと。たとえ後発であろうとも、佐川町の特色のあるものを生みながら、例えば、この冒頭に、一般質問でも申し上げましたけども、佐川町には土産物が、まずないと。司牡丹は、お酒ありますけども、その他、ちょこっと土産に買って帰るものが非常に少ないというようなこともございますから、そういうことも踏まえて、これは、大きく述べば、ひとつの企業が、大きなことにならなくても、若者が働ける場所もできるんじゃないかという、そんな期待も含めて、今後の発展を、私は期待をするものでございます。

それから、ごみ処理の問題でございまして、これは、ほんとに当議会でも、いろいろと御質問いただき、また御意見もいただいて、それでもなお、やっぱりこの環境問題に非常に密接に関係する

し、町民の生活に、ほんとに直接関連する施策でございますから、今後については、一般質問の中でもほんとに申し上げましたけども、やり方、制度的なこと、改善すべきものはしながら、やっていくということで進めさせていただいております、今、話がありました、その随意契約じゃないじゃないかということでございますけども、これはあくまで私どもは、業者の選択はいたしますけども、随意契約ということで進めさせていただいております、これはもう制度的な判断であるというふうに御理解を願いたいというふうに思っております。

それから、私のほうからは、以上でございますけども、なお、補足のほうは担当課長のほうから説明いたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

私から、観光協会関係につきまして、御答弁させていただきます。

先ほど、業務内容の概要等につきましては、それぞれ、るる説明させていただいたところですが、この中で、いろいろの施設の管理運営を行っていく、例えば、名教館なんかも 26 年度から始まりませんが、やはり観光というのを捉えていく場合に、外へのアピールだけではなくて、一番の主人公は、先ほど町長も言われましたように、地域の佐川町の住民だと思います。

例えば、よその町へ、私も何度か行ったことありますが、そこで歩きよりも住民の方に、何々かを尋ねた場合に、全く知らない方もおります。そこへ行けば、それがわかります。ところが、あるおじさんに話を聞きましたら、懇切丁寧に、その町の歴史とか、その施設のことについて、御説明いただいたこともあります。そこで、ハッとと思うのが、ああ、こういう住民の方も、こういうことを理解されておると。だから、ここには人がたくさん来ておるんだなというふうに痛感した思いもあります。

やはり、こういった歴史的な建造物とか施設とか、そういった風致を活用していきながら、まずもっては、佐川の町民の方々、また地元の子供たち、歴史や文化や、それから偉人等について、大いに学んでいただき、佐川町に自信と誇りを持って話ができるように、来た方々には、そういったことが、誰はともあれ、観光ガイドになれるような状況が、まずもって必要ではなかろうかと思っております。

こういったことの取り組みをしていきながら、先ほどるる申しました観光協会の業務を進めていき、地域の、佐川町の発展、佐川町

がほんとに住みやすい町になるように、皆で切磋琢磨していかなくてはならないというふうに思うております。

なお、こういった業務の具体的につきましては、今、総論のことを、あくまでも御説明させていただきまして、具体につきましては、今後の観光協会の準備会あるいは、その発足の前の会とか、後の会とかいうことで、るる、それぞれ御議論いただき、御決定をさせていただいたらと思っております。

それから、移住促進関係、空き家バンク関係。空き家バンクにつきましては、23年に、先ほども説明しましたが、県と不動産協会、それと宅建業協会、それと町のほうで協定が結ばれております。佐川町のほうでは、空き家を情報確認してから、空き家を調査して、地権者と会うて確認をいただいて、それから県のほうのホームページに載せて広く募って、それから中に、実際に賃貸とか売買とかにいくときには、宅建業協会が中に入ってやっていただけるといような業務を23年度からやっております。これは、実際のところは、40件ぐらいはございましたが、なかなかこれが、最終的に結びついてないのが実態でございます。

なぜかと申しましたら、空き家には、見た感じはなっておりますが、これを貸しとうないとか、あるいはそのまま持ちよきたいとかいうことを、あります。

今回、95ページの中に、移住促進とかいうことで400万の予算計上さしていただいておりますが、これをさらに、本格化さしていくようにいこうものであります。この400万については、空き家バンクと並行いたしまして、移住促進、県知事なんかが言われております、あれを目指すために、東京圏、関西圏等で、インターンシップ、お試しということで佐川町へ来てくれる方を募りまして、実際、インターンシップに入らせていただいて、佐川町を体験して、佐川町への定住を結びつけていくようなことを本格的にしたいというふうに考えてます。

空き家バンクのほうは、観光協会のほうでは、情報のスポット、窓口になり、町外からの連絡、確認等、そういったものをとり行うていくというように考えてございます。

ちょっと話が、あちこち脱線しましたが、以上でございます。

税務課長（河添博明君）

私のほうからは、固定資産税に関する御質問いただきましたの

で、それに対してお答えさせていただきます。

株式会社ソニアの後のですね、仁淀川林産協同組合さん所有の固定資産税ということで、平成 25 年度予算に計上してございます。歳入を見込んでおります。以上です。

健康福祉課長（下川芳樹君）

私のほうからは、子宮頸がんのワクチン接種について、御答弁をいたします。

先ほど、議員のほうからお話がありました頸がんワクチンの事業費の軽減というふうなところでございますが、これはですね、ワクチン自身が、平成 25 年度から、新たに定期接種となったことによりまして、これまで県からいただいております補助が、一般財源のほうに移行するという流れとなっております。接種対象者については、これまでどおり接種をするという形になろうかと思っております。

ここで、780 万余りの補助金から 130 万円と減額になっているこの 130 万円については、平成 24 年の 2 月、3 月分についての実績部分が、どうしても年度をまたがって平成 25 年になってくるということから、その 2 カ月分のみ補助金について計上させていただいております。

6 番（中村卓司君）

けしからんですね。あのメガソーラー。あれっばあ相談をして、地域の皆さんに相談をしておけよ、っていう話しはしたんですよ。中学校のグラウンドをやるときも、同じことを言うて、そのときはやっていただきましたよね、地域の皆さんに。それで、割と反発がなかった。前回のときの下水道のときに、あれぐらい反発があるのはいかなので、相談をしとけよ、という話もした。してない、これでもし、地域の皆さんが反対ということになれば、大変な問題になりますよ。

それに、議長のほうから、産経のほうの委員会に提案があって、見に行こうぜよ、と。よそのやっているの見に行こうぜよ、という話がありまして、行くようにしてるんですけど。だから、実際にどういう形態か、私も見たことないんでわかりませんが。多分、1 メー、2 メー、3 メーぐらいの、こう、高さのところに足がこうついて、そこにパネルが、こう張られるんでしょうね。だから足もとは、どうなっちゃうかわかりません。いながら、すーっと水が通るようになってるかもわかりませんし、なってないかもわかりませ

ん。その間隔が1メートルなのか10メートルかもわかりません。

もし、10メートルなら大丈夫ですけど、1メートル、2メートルの間隔で、そこに水が流れていって、おりがかかったら、ダムになりますよね。そうすると、今まで以上の災害が起きる危険性が多い。前回のときには、あれを土でかさ上げするのでだめよ、と住民の人は言っていたんですよ。それでやまったんですよ。

ところが、最近話を聞きますと、グラウンドの話なんかしたときに、あれを上げざったら、そのままやったら、それは自分らが何ちゃ文句言う必要がないよ、という意見ですよ。それは当たり前ですよ、上げないから。ところが、ソーラーをつけてやったら、とんでもないものができますわね。そうしたら、今まで反対しよった人は、黙っているようなことはプライドが許しませんよね。黙っているプライドいうたら、おかしいかもしれんけど。

あればあ言うちよったのに何など。相談もなしにつくるかや、となつたときに反対運動が起きるかもしれんやないですか。だから、そのへんを手を足らしておかなあかん、て、もう十分に何回も言うたのに、やらんので、やれるいい仕事もできなくなるという危険性が非常に高い。今からでもかまんので、地域の皆さんと話を、行きなさいよ。それは、きょう、確約をいただきますよ。それが1つ。

それから、上町の事業についてはですね、大変、僕もいい事業だと思います。それが、観光協会とコラボをしてやっていけば、大変いいことになると思います。

いつも、私の気持ちとしては、物事を投げ込まんと、わだちが広がらんということがありまして、ソーラーももちろんそうなのですが、この事業につきましても、新しい事業ということでやらないかんし、ここから次の発展ができていく事業でございますので、いろいろ問題をクリアをしながらですね、どんどん大きくなってほしいし、言いかえれば、行政がやるだけでもなくって、例えば、民間の血を入れる。事業の中にも入れてほしいし、それから今、映画になってます「県庁おもてなし課」この映画、まだ出てないんですけど、随分、僕は楽しみにしてます。そういった意味で、そういう形で広がっていくことが、今回の事業になされていくやったらですね、予算として大変いいことやないろうか、というに思っています。

そんなことで、前向きにいかないきませんので、ぜひですね、頑

張ってほしいという応援団でございますけど、そこに水をさすような、ちょっとした穴があると大変という思いがあって発言をさせていただきましたが、何か、お答えがいただければ、その、行くというお答えをいただきたいと思いますが、どうでしょう。

町長（榎並谷哲夫君）

大変、今の、私の、メガソーラーの立地についての、私の答弁に、大変おしかりをいただいたわけでございますけども。当然、まだ形が、まだ見えてございません。説明した内容のとおりでございますして、まだ、形そのものが、どのような形になるかというのは、見えておりませんけども。当然、これが見えたら、それなりの説明は、私は必要だというに思っております。

その前提はですね、一応、今までの地元が申し上げた埋め立てとか、そういうことがないので、水に関しては、支障がないという判断をいたしておりますということを申し上げたところでございまして、今、遊水地という話が出まして、その遊水地、これ、かつて浸かったことがあるようでございますけども。今、議長からちょっと今、御指導いただきまして、遊水地じゃないという判断を、私も、ちょっと中村議員の遊水地という反応しましたので、これはもともと耕作地でございまして、遊水地というふうには位置づけられないようでございますから、その点、訂正を申し上げたいと思います。

6番（中村卓司君）

そうすると、行くというお答えはいただけないんですかね。で、行かないんですかね。どちらか返事をください。

それと、遊水地と私発言しましたけども、公式的には遊水地じゃないでしょう。けども、あそこに水があふれたら、ものがあつたら、対岸に水がくるということには変わりはないんで、決められた遊水地という意味ではないですけども、心配のされる遊水地ということがあります。

それとですね、この間、新聞にも既にメガソーラーやりますっていうなこと出ましたよね。だから、それはもう知るところになってますし、この議会なんかでも話をするし、予算にも出てくるし、僕なんかも問われたりします。そしたら、こうこうしてやります。でまあ、三者で「これ、ええ事業ですよ」ってはいいます。

よう考えたら、これはもうやること前提になってるけど、地域の皆さんに、御相談を果たしてしてるかな、という心配からこういう

発言になったんです。いつも、このことが抜かるんで、心配してるんで、そこの地域の皆さんに理解得るように行くのか行かないのかっていうことにならんと、予算化をしても、できんかったら、なんちゃあないやないかというのが心配ですので、その点の、いくのかいかないのかを聞かしていただきたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

先ほど、御答弁申し上げましたが、私は、この事業については、るる経緯がございまして、町民の方々にも、財政上の負担も若干かけながら、現在、推移しておりまして、この跡地利用については、補助金の返還云々も歴史的にありまして、その活用が、今回、その国の固定価格買取制度が、このメガソーラーの進展に大きなエネルギーになったと。それが、当町にも、そういう立地的なことがあって、ということで私どもも県と協議をしながら、あの場所へということございまして、そういった意味で申し上げますと、当然、今、前段に申し上げました。まだ、形が地元へ説明する形が見えておりません。今、中村議員がおっしゃられた、どのような柱がどれくらいの高さになるかというのは。それは、きちっと会社を設立してやる以前には、当然それなりの関係者には、説明はしていかなければならないというに思っております。

6 番（中村卓司君）

だから、準備の段階でやらないかんことが、この1つなんですよ。地域の皆さんにお話をせないかんのが、準備の段階でやらないかんことやき、それが抜かっちゃうので、それがもし、反対運動やったら、予算組んでもできんじゃないですか。仕事として、地域の皆さんにお話をすることが必要じゃないんですかと僕は言ってまして、まだそこまでいってないって言うんなら、これから行きますか、行きませんかかっていう話をしてもうても構んじゃないろうかと、僕は思うんです。

それと、さっきのごみの問題でもですよ、答えがいただけなかったけど、随契という感覚がですね、どうしても、執行部と私の感覚がずれちゃって、二者が四者になったら、やっぱり競争原力ができて、それで、やるっていう、その競争原力ができたら、前にも100%やなくて低くなるというのが当たり前で、もし、100%近い数字ができて、そりゃあもうしゃあないわよっていうことに理解をしていいのかということも、ちょっと抜かったんで聞かしてもらいたい

と思います。もうこれ以上は言いませんけど、そのお答えをお願いいたします。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。このごみの処理につきましては、ここでも、るる議論をいたしまして、基本的には町が責任を持ってやるべきだということを、これが、条項で委託も可能であるというようなことから、委託で随意契約という制度上、そういうに私どもは、競争入札とは区別して扱わさしていただいております。

議長（永田耕朗君）

ただいま、議案第6号についての質疑中ではありますが、ここで、食事のため1時30分まで休憩します。

休憩 午後0時3分
再開 午後1時33分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第6号について、引き続き質疑を行います。

3番（松浦隆起君）

何点か、お聞きをしたいと思います。

まず、51ページの税務総務費の、以前にもちょっとお聞きをしましたが、この23の償還金、利子及び割引料の過誤の還付金と償還金の金額が200万、30万と出てますが、これから納付をしていただくのを、もう既に過誤納という形で出ちゅうわけで、科目取りで、1円でも構んかなと思うんですけども、どういう根拠でこの金額が出てるのか、お教えいただきたいと思います。

それから、77ページの予防費の高齢者肺炎球菌ワクチン。これ何度か、議会でも御質問いたしましたが、接種が始まるようですが、この詳細についてお聞きをしたいと思います。

それから、107ページの、きのう、勉強会でもちょっとお聞きをしましたが、地域防災計画の委託料。この中に、業務継続計画を、これから含んでいただけるということのようですが、説明の中で、職員の初動マニュアルも作成するという御説明でしたが、それとこの業務継続計画、若干、重なる部分もあるかと思うんですけども、その点は、どういう形になるのか、御説明いただきたいと思います。

それから、最後、もう1点。115ページの学校管理費の工事請負費で、小学校施設修繕工事1,755万で、これ、主に斗賀野小学校の屋根を改修するという御説明、1,600万ですかね、だったかと思いますが、22年度に、確か、斗賀野小学校は、大規模改修を1億数千万でやってると思いますが、そのときに含まれてなかったのかどうか、その説明をいただきたいと思います。

税務課長（河添博明君）

私のほうからは、償還金等の質問についてお答えさせていただきます。

200万円の根拠ですけれども、前年度実績プラスですね、やはり安全側をみさしていただいています。住民税申告等によりまして還付をせないかんとかですね、いう場合は、補正ではなかなか対応しづらいといったこともございまして、ちょっと安全側をみて200万組まさせていただきます。以上です。

健康福祉課長（下川芳樹君）

私のほうからは、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種について、お答えを申し上げます。

この事業につきましては、平成25年度より、県の補助金で実施することになっております。対象者は、70歳から74歳までの919名を想定しておりまして、100%補助金で賄う計画でございます。以上でございます。

総務課長（岡林護君）

私からは、107ページの、佐川町地域防災計画改訂作業委託料に伴いまして、それからあと、先ほど勉強会でも申し上げましたけど、業務継続計画、BCPについて補正で対応させていただく旨をお話させていただきましたが、この地域防災計画の改訂の中に、職員初動マニュアルも同時に作成していくということで、初めに御説明いたしましたんですが、この初動マニュアルとBCPとの兼ね合いと申しますか、そういう観点の御質問かと思いますが。

非常に密接した、いわゆるBCPは、町の業務の中で、優先順位をつけたりとかですね、いう形になりますんで、この当然地域防災計画とも、また職員初動マニュアルとも非常に密接した関係にあるかと思いますが、その兼ね合いの中で、今、具体的にどの部分がどうとまでは、ちょっと申し上げられませんが、それとの連動させて、より密接な形でですね、作成を行っていくというふうに、

今のところ考えております。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。斗賀野小学校の屋根の工事でございますが、平成 22 年度に、大規模改造工事と耐震補強工事をした際に、一部はやっておりましたが、全体をようやくございませんでした。したがって、今回、雨漏りがするというので、全体的に、前回やったところ以外の部分をやらしていただくということで、1,650 万を予算要求させていただいております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

4 番（岡村統正君）

107 ページの消防水利地図情報システム導入委託料というのがございまして、この内容をお聞かせ願いたいと思います。

総務課長（岡林護君）

これは、一般質問でもちょっとお答えさせていただきましたが、水利の状況をですね、把握するために、25 年度に、いわゆる緊急雇用といいますか、その観点で職員を雇用いたしまして、そうした業務をやらせるということを考えておりますが、その際にですね、こうした消防水利地図情報システムという、いわゆるシステムがございまして、それを導入するための、これを用いて、より正確なですね、水利上の地図とか作製とか、それから台帳作成とかですね、そういうものに当たっていくというふうに考えております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

5 番（坂本貞雄君）

99 ページの、道路橋梁新設改良費の中での負担金。県営工事負担金、これ 967 万 5,000 円というのがついておりますが、この工事の箇所は何箇所になるか、そのことを 1 点お聞きをしたいのと、117 ページの教育振興費でございますが、扶助費、就学援助費の 3 費、いわゆる P T A 会費、生徒会費、クラブ活動費というのを予算化を上げていただいておりますが、これを、この就学援助費 3 費で増加したものににつきまして、小学校と中学校でお示しをいただきたいというように思います。よろしく申し上げます。

産業建設課長（渡辺公平君）

県工事への負担金について、答弁差し上げます。こちらは、県道

改良でございます。下山越知線、これは庄田部落箇所です。それから土佐佐川線。これは砂止です。それから片岡庄田線。これは農免道路とこの県道が接続するあたりでございます。それから、岩目地西佐川線、加茂の駅前から西のほうです。今、工事やっております。それと長者佐川線、下郷、中村でございます。これの県の全体事業費が、約1億円でございます。

さらに、500万余りで、生活の道という事業がございます。これは、県道で狭いようなところで道路側溝を改良してから、コンクリートぶたとかいうもんも設置していく事業でございますが、それ合わせまして、町の負担金が967万5,000円となっております。

教育次長（岩本敏彦君）

私からは、就学援助についてお答えをさせていただきます。

まず、117ページの小学校の3費につきましては、PTA会費のみになっておりまして、21万7,140円です。あとの生徒会費、部活動費については、小学校ではやっておりますので、対象にしておりません。それと、121ページの中学校の就学援助費のPTA会費が14万2,450円。それから生徒会費について12万2,500円。それから部活動費につきましては、100万7,300円。合計で127万2,250円となっております。以上でございます。

5番（坂本貞雄君）

県営の工事負担金のことで再度確認をしたいんですが、これは5カ所で、総計が、たった1億円ということですか。

産業建設課長（渡辺公平君）

県の工事費として予定されておるのが、ほぼそれくらいの額ということですよ。5カ所でございます。

7番（氏原義幸君）

農業振興基金で1,000万繰り入れていますが、その事業の内容と、それと耕作放棄地再生利用対策補助金がありますが、10アール当たり、どれくらいの補助がありますか。

それと、この耕作放棄地は、申告する前に現地を確認しないと、なんか、できないみたいな話を聞きましたけれども、農業委員会が事前に調査していますので、こういう事業を後から知って、来年度はできないので、後から諮ったとき、農業委員会で現地を知らせていますので、もし、田んぼを耕していてもそれが補助が出るようなことはできませんでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

まず、振興基金を当て込んでの内容でございますが、89ページにございます。89ページの上の端に修繕費というのがございますが、これは、斗賀野の丸山堰、それから姉ヶ瀬堰、それから町内、長寿命化をやってない、また、今度やらないファブリダムの修繕でございます。

さらに、ちょうど15節に工事費がございますが、その残りの額237万になろうかと思いますが、石塔を含む用水路の工事に充ててございます。

それから、耕作放棄地でございますが、耕作放棄地は87ページの負担金・補助及び交付金の中の補助金のところに、しょっぱなに出てまいります。これは、まず再生する場合に、簡易な再生作業の場合でしたら、10アール当たり5万円。それから、重機等を入れて再生していく場合には、10アール当たり5万円でございます。さらに、施設整備として農道をつけていくとかいう場合には、農道1メートル5,000円。水路をつけていくときには、1メートル1,000円とかの補助がございます。

この再生工事の仕組みでございますが、農業委員会のほうが、町内の農地全ての調査、点検をしてございます。よく、赤というふうに言いますが、これは、再生が不可能で、もう、現時点で農地ではないというふうに農業委員会さんが判断された土地が、農地がそう、赤と記されております。それから、黄色で記されておるのが重機等を用いて再生工事をすれば、再生が可能地ということでございます。それから、緑色で付されておるのが、簡易な作業によって再生が可能、農地として利用できるというふうに農業委員会さんのほうが3区分をされてございます。

そこで、再生をしたい土地というものが、まずあれば、その字、地番等を産業建設課なりに、あるいは農業委員会さんなりに教えていただいて、農業委員会さんのほうが、その土地をどのようにこう判断されておるのか、赤とか緑とか黄色とか、どのように判断されておるののチェックが必要になってまいります。その場合に、農業委員会さんのほうが赤というふうに判断されておる場合には、これは再生不可能地、もう農地では現状ないということですので、今申しましたような補助事業が導入できないということになります。

すなわち、農業委員会さんのほうが緑とか黄色で評価された農地

は、今申しました再生事業を導入できるということでございますので、自分で再生する前に、事前に、1度は農業委員会さん、あるいは地元の農業委員さん、あるいは私ども産業建設課のほうに一言お声をかけていただき、調査のあげく、事業を進めていけるかどうかを判断させていただければと思うております。

7 番（氏原義幸君）

それは、確かにわかっていますので、私が今、問うたのは、こういう事業があることが、その田を耕運機で耕して、ある程度こう、生姜を植えるなら生姜、ビニールをかぶせたときに、後からわかって、その事業を、来年になったらもういけませんので、1年目でもらえるので。そのときに、今、課長が言ったように、分布、黄色、赤、緑と分布されていますので、農業委員会へ行って調べたら、その土地がこういう土地だったということがわかりますので、それをちょっと、事前に言わなくても、そういう後から事業が、内容が後からわかった場合に、何とかそういう方向に補助金が出ないかということをお願いしたらと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

私どもの周知の仕方も十分ではないかとも反省もしておるところですが、事前に、自分でこの再生工事をやった場合には、事業の対象にならないところですので、そのあたり、周知の仕方あるいは農業委員さんと連携しながら、こういった耕地事業があるということを再徹底させていただき、事前に申請していただくような取り組みに、これからはしていけないかと思いました。どうぞよろしゅうお願いします。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

11 番（今橋壽子君）

43 ページの委託料です。男女共同参画計画策定業務委託料という内容を、詳しく説明していただきたいなど。それから、尾川地区の集落活動センター設計監理費というのがありますが、ここは、あくまでもシルク工房であった場所が集落センターという活動になっていくんだと思いますが、その内容の中で、シルクセンターも、素晴らしい皆さんの要望で経過しておりましたが、そこにあったシルクの機織りの機械なんかは、どのような形で皆に譲り渡していくのか、それとも廃棄するのか、そういうことも少し内容がわかりまし

たら、教えてください。

産業建設課長（渡辺公平君）

尾川地区の集落活動センターにつきましては、今、今橋議員言われましたとおり、シルク棟を改造していくものでございます。

これは、以前、国の事業を導入しまして平成 11 年でしたか、実施したものでございます。シルク機織り機を 10 台余り設置しまして、また、草木染め等の染め工房を、水洗い場ですが、設置してございます。

これを、当時から地元の方を中心に、あるいは体験ということで、10 年余り実施していただいたところですが、なかなか後継者も育たなく、3 人の、最終的には 3 人の、講師になれる方もおりましたが、その方も、年齢的なものもありまして、継続が無理だということで、数年前から、この施設をどういうに活用していこうかということが議論されておりました。

尾川地区では、この指定管理でもあります尾川地区活性化協議会というものがございしますが、その中で協議がされ、一方では、またその中に、女性グループ、加工グループの「やまぼうし」というのも組織されてきてから、だんだんだんだんと後の利用というものが協議されてきました。

ちょうどそのときに、県の集落活動センターというものが事業化されまして、知事も 2 回ほど、この施設においでいただきましたが、ここでは、まず、今言いました絹の染め場、そこにつきましては、調理室として改良するようにしています。

それから、機織り場をやっておりましたスペースにつきましては、交流促進広場、あるいは、ここで健康相談等ができる福祉衛生面での施設、さらに和室が 6 畳ございますが、これを拡大いたしまして、ここも交流施設とかいうふうな形で、地域の活動の拠点となるように、また交流の拠点となるように計画してございます。

その機織り機につきましては、大部分につきましてはこれも補助事業で導入しておりまして、施設もそうですが、今、これの廃止とかいう手続きも進めておるわけですが、現実、この機織り機をどうするかということは、具体的にはまだ決まっておりませんが、全てをなくすということではなくて、かつてからやってきたものでありますので、一部は、この施設の中に残して、やはり、来られた方に、地元で昔からやられた機織りをやらしていくべきじゃないかとい

うような声も出てきております。

そういったことも踏まえて、これからその機織り機については、どうするかということ在地元の方々を中心に、具体的に議論を進めていくようにしてございます。

総務課長（岡林護君）

私からは、43 ページの男女共同参画計画策定業務委託について、御説明を申し上げます。

この策定業務委託とありますように、基本的にはですね、コンサルタント業者を選定いたしまして委託をいたしますが、ただ、今現段階で考えておりますことは、この策定に当たってはですね、これは、名称はまだ仮称なんですけど、男女共同参画計画策定委員会のようなものをですね結成いたしまして、そしてその委員会の中で十分協議をしていただいて、そして担当者、それから業者といういろいろ連携を取りながら進めていきたいと思っております。

特に、その委員会の中にはですね、当然、男女共同参画を、計画をつくるわけですので、女性の委員さんをですね、当然何人か入っていただいてですね、一緒に協議していただくというふうに考えております。

11 番（今橋壽子君）

男女共同参画という言葉が言われて、もう 20 年近くになるんですけど、やっと、この予算が出てきたことに、私はすごく喜びを感じております。

それで、佐川町は、それだけに、これへ取り組みが遅かったのも、それだけ遅れてる部分もあるので、それだけいいものをつくっていきたくて思いますので、コンサルタントへ、ほとんど任すんじゃないかと、先ほど総務課長が言われましたように、もっと女性が、もっといろんな形で意見も述べさせていって、自分たちでつくっていけるような仕組みに、女性たちが多く参加させた中で、いいものができていくように進めていっていただきたいということを、重ねて要望しておきます。

それから、シルクのほうは、やはり、すごく文化的な方々の思いもあって、その工房に期待しちよったものが、いろんな手違いとかコミュニケーション不足かということで、なかなかその夢を実現できなかった、途中で阻害された方たちの人の気持ちも含めて、二度とそういうものがないように、今度やっていく以上は、そうい

う人たちの気持ちも酌みながら、その機織りも何基もいらないと思いますので、何基ぐらい置いておくつもりでしょうか。それとも、その後の機械をできるだけ、そういう犠牲者と言うたらおかしいですけれど、やはりそういう阻害された方たちを優先的に譲ってあげるような方法とか、配慮していただければ、いいと思いますので、そのこのところも慎重に検討していただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

（「休憩願います」の声あり）

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 1 時 58 分

再開 午後 2 時 1 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設課長（渡辺公平君）

機織り機の関係につきましては、新たに集落活動センターとして実施してまいりますので、その機織り機をどのようにするかということは、地域の方々等の意見を踏まえて、今後協議して決めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

7 番（氏原義幸君）

ちょっと、初めに聞いたらよかったけど、現在の農業振興基金の残高はいくらですか。

総務課長（岡林護君）

現段階のですね、農業振興基金の残高は、これは平成 23 年度末より変更ございませんで、1,563 万円。1,563 万円です。

議長（永田耕朗君）

ほかに。

8 番（松本正人君）

まず、来年度予定している観光協会、仮称だそうですけども。について、お伺いします。勉強会の中でも詳しく説明していただきましたけれども、ちょっと腑に落ちん点がありますので、言わせていただきたいと思っております。

この立ち上げ自体を、そう、どうこうというわけではないですけ

れども、職員を、町の職員を2人つけて、そして、社団法人の職員を1人、それから臨時職員を2人ないし3人と、こういうふうにお伺いしておりますけれども。今まで、この観光課というものも設けてなかったし、それから産業建設課の中にもですね、この観光等について、商工業について担当しちゅう人は、大体1人ぐらいでやりよったというふうに、僕は認識しちゅうがですけどもよね。

それで、いきなりこういうものを立ち上げて、職員を2人配置すると。こういうことであれば、職員の定数条例を動かすという話もないわけですから、まあ言うたら、新たにそういう仕事を増やして、いわゆる派遣をして、そして派遣しておらんかった分についてのよね、補充もないという形になろうかと思えますけれども、妙に、一足飛びのような感じがするわけです。そこらへんは、どんなふうな位置づけを持ってやろうとしているのかということをお伺いしたいと思えます。

それと、ちょっと細かいですけどもよね、その社団法人が1人雇うと。それから臨時職員を2人、途中から3人ということをお伺いしておりますけれども。社団法人は、法人の会員というのは、会費をもらうということで、まだ会費も決めてないということですけども。こういった法人が雇用した人たちですよ、この給与等についてはよね、結果的に、どこが保証するのか、そしてその雇用関係と言いますかよね、そういったものはどういう契約になっていくのか。それから雇用される人たちの待遇ですよ、これは何を基準にするのか、こういったことをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、黒岩観光にバスを新しく構えるということで、予算が組まれております。以前にもこういうことがあったんですが、大体、これの勉強会で質問したときにですね、地域の人に聞いたら、ぜひ残しておいてくれという声が強かったと、こういうふうに言われましたけれども、それは、あるものがないなることについてはですね、「そりゃ、残しちょいてくれ」ということになろうかというふうに思いますけど、私が言いたいのはですね、前々から言ってるのは、その費用対効果、単なる費用対効果じゃなくて、もっとええ方法がありゃあせんかよ、ということはずーっと言うてきたわけです。それに対するその努力というものは、どれだけされてるのか。また、そういったものを考えていく、そういったつもりがあるのかどうか

ということをお伺いしたいと思います。

それから、公共下水道が、今年度です、事業が終わるわけですが、前々から言ってますけれども、公共下水道事業は、無事、国からもらったお金も返すよばんと、こういうことですね。よういったと言やあ、よういったですけれども。しかし、肝心なのは、公共下水道をしなければならぬというか、そういう理由もあつたわけです。非常に、これはコストが高いということで、当初、これ、私が議員になって 15 年を過ぎたわけですが、議員になったときはもう既に、この 15 年前以上からですね、公共下水道事業は町が取り組んでおつたということで、私も、前にもこんな話しましたが、最初の内は、これ賛成しよつたです。ところがすぐにですね、これは、ちょっとコストが高過ぎやせんかよということで、疑問を議会で言い出しまして、私一人が言いよつたです、それ、最初。それが、繰り返しやっている間にですね、議員の間からもよね、これは、そのとおりじゃないかというような声も上がり、また職員の中からもよね、そういうような声が上がってきたというようなことで、やまるということになつたわけですが、

ですから、けれどもですね、いわゆる水洗便所、そういったものをしいてもらいたいという人は、まだずーっと残つちゅうわけですよ。残つちゅうわけですよ。このこともずーつと言うてきましたけれども、かわりに、いわゆるその集合槽であるとか、合併浄化槽は、例えば、新しい新築の家が建つてるところのようなどころはですね、土地があるわけですから、そういうところには、自分で、今、その合併浄化槽を入れようと。それは補助をもうて入れようと形になってますよ。

ところが、前々からある、要するにまあ言うたら、この商店街とか、だんだんもう商店街も、こう、空き店とか、増えてきている状況でありますけれどもよね。やっぱりそういった土地のないところというのは、いまだにようやらんと。やりたいけど、ようやらんと。こういう状況にあるわけです。そういったところを網羅できるような方法がありやあせんかよ、と。集合槽とか、いろんな方法があると思います。

だから、例えば、町道なんかの下にですね、そういう集合槽を置くとかいうことも可能だということを知っていますので、そういう形

でやれば、この下水道をやるよりは、ずっと安価なやり方でできるということで、話もしてきたわけですがけれども。

これをやらざったら、いわゆる片っぽが落ちてると、こういうことになるかと思えますけれども、これもずーつと言うてきましたけれども、一向に取り組むという声が聞こえてこない。これについて、十分な検討がされているのかということをお聞きしたいと思えます。

それから、もう一つはですね、滞納整理機構を変えるということで、今回、条例も用意されてるということですがけれども。勉強会するときにも説明をしていただきましたが。そこで、ちょっと聞きたいですど、現在の状況ですね、この、今の滞納整理で、今の滞納整理課ですかね、が実際に手がけている、請求しているところですね。それで、なかなか納めてもらえないというようなことがあろうかと思えますけど、そういった場合のですね、差し押さえの割合、それから滞納整理機構への移行する割合、これについて、お伺いをしたいと思えます。以上です。

町長（榎並谷哲夫君）

私からお答えさしていただいて、担当が説明するところは担当にさしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、観光協会への人材の派遣の話が出ました。現在、24年度から、産業建設課の中に観光対策室というのを設けまして、そこが、大体、重立った観光事業をやっております。

その中で、実は観光協会、これは仮称でございますけれども、立ち上げ、これの準備も、この24年、1年かけて、その担当をしてきた経過がございます。

観光協会ですから、当然、法人化した後は、独自の運営というのは、これは将来的には、そうあるべきだというに思っておりますけれども、御案内のように、だんだんと説明いたしますように、立ち上げの時期ということで、継続的なことで担当者を派遣をさせていただきたいということで、これは時期につきましては、今の定数管理の中で運用していきたいというふうに考えております。

それから、法人化されたときの、職員の処遇でございますけれども、これは、町の、いわゆる町に準じた形で運営していったらどうかということも考えておるところでございます。

それから、下水道の廃止に伴う、いわゆる環境浄化の話が出まし

た。現在、御案内のように、大変性能のいい合併浄化槽というのができまして、これも、お話がありましたように、やはり、先行しておるのは、やっぱり新築の人たちが先行しておるわけでございまして、今、旧の古い建物、あるいは敷地のないところについては、まだ普及は行ってないという、その実態も、私ども承知をいたしながら、県と、この廃止を協議するときにも、将来的には、そうした合併浄化槽のいわゆる集合化、これも検討していかなければならないというような協議をした経過がございますけども、現在のところ、具体的にそれをどうするというは、まだ具体化しておりませんが、これは今、松本議員がおっしゃられたとおり、やはり将来的に、ほんと近い将来、こういった計画も立てながら、環境浄化に努めなければならないというふうに考えております。

そしてもう一つ。御案内のように、これ 22 年度か 3 年度か、ちょっと年度は曖昧ですけども、いわゆる排水施設、これも単独事業で、今現在、2カ所、排水施設を整備した経過もございます。

そうしたことで、まだ具体的に、その今の、きょうどうこうというようなことはありませんけども、将来的にはどうしてもやっぱり必要に迫られてくるんじゃないかというふうに考えております。

私からは、そういうことで、また、もしあれやったら、また、お答えさせていただきます。

総務課長（岡林護君）

私からは、廃止路線バスの代替運行に関しまして、お答えを申し上げたいと思います。

御存じのように、かなり昔の話になるかと思いますが、JR等が路線バスを運行していて、それが不採算になって撤退して、その後黒岩観光に、バスの代替運行でやっていただいているわけですが、現実的にはですね、黒岩観光からも、この運行費の収支についての資料が、私の手元にもありますが、実際は赤字の状況で運行しているという状況になります。

そのこともありまして、実は、これは町長のほうからも、もう支持をされていることなんですけども、そのほかのですね、何か方法をですね、考えてみいと。それを、そのために、何らかの会議を開いてですね、例えば、地域公共交通会議というのがありますが、大体、その地域公共交通会議を開く場合には、主催の自治体とかバスの関係者とか、あと国から運輸局とか、あと住民代表の方、あと利用者

代表の方などをですね、交えた会になるわけですが、そうした会の中で、いろいろとこう協議していただいて、よりよい方法を探ってみるという方向でですね、今後作業を進めていきたいと思ってるんですが、例えば、仁淀川町でコミュニティバスを運行していますが、コミュニティバスとかですね、あと乗り合いタクシーとか、いろんな制度があろうかと思えますんで、そうしたことも含めてですね、今後検討さしていただきたいというふうに思っております。

滞納整理課長（岡本直美君）

資料は持ち合わせておりませんが、滞納整理課で扱っている分、税務課は、現年も含めてやっております、大体税務課の関係は10万以上ぐらいだったと思いますが、トータルで、400ちょっとは扱っていると思います。

割合はと言われても、ちょっと割合には、そういうものは資料をつくっておりませんので、人数割合とかそんなのは、ちょっとわかりかねます。以上です。

（「休憩願います」の声あり）

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時32分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。

滞納整理課長（岡本直美君）

ちょっと敷居も違いますし、私のほうにある資料は、当初に、新たに追加とかそういうものの数字は拾っております。24年度に、23年度分の滞納として追加になった分を申し上げます。

給食の場合は、その追加分ですが、8件で25万5,460円。トータルで、先ほど調べてきましたが、税と給食とか、全て含めて、重複している分も含めると、413名。それから、あと新年度分の24年度分の税務課の新しい人の分が50名程度ということで、460ぐらいの扱いをしております。そのうち、差し押さえたのが、128件。佐川町で差し押さえたのが128件です。

機構は、24件の差し押さえです。機構へ送ったのが55件。そのうちの、同じ人の分も含まってるかもわかりませんが、24件差し押さえとなっております。

議長（永田耕朗君）

ほかに。

8番（松本正人君）

観光は、班にしちよったということですか、観光課じゃなくて。対策室か。ちょっとそれは、私、基本的なことで認識不足でしたけれども。多分、けんど、室を取ってでもね、仕事は兼務の形が多かったのではないかというふうに思います。室ということできよったというふうにお伺いをしましたけんど、ちょっとそれやったら、僕もちょっと認識不足でございました。

けど、いずれにしてもですね、そういう新しい組織を立ち上げて、人まで送るということであればよね、人を送って、しかも実際は臨時3人と、それから新しい職員を1人入れるという、こういうことですよ。新たな業務に対して。

観光のほうはそうして、実際は、その社団法人ですから、法人のその会費でですね、その人らの給料をみるらあいうていうことにはならないと思いますので、結果的には町がその財政も請け負うと、こういう形になろうかと思います。それでええですよ。

けど、そういうことをしておいて、しかもですよ、現在、今、職員は、前から言ってますけど、佐川の職員はですね、少ない人数で目いっぱいやっているという状況ではないかということを書いてたんですけども。先ほどのような、例えば、その公共下水道がやまって、そしてそれにかわるもののお話も前々からしよりました。「それはいかんきやらん」とかていう答弁はありませんでした。

それから、交通弱者の足の問題ですよ、これも言うたけんどよね、そういう答弁ではよね、「本来、そういう会を立ち上げてやったらええけんど」というような話やったけど、ようやらんと。こういうことだと思いますけれども。

まさに今、一般質問のときも申し上げましたけれども、ほんとに、この滞納整理機構のことも、これも条例が提案されるようになってますので、そのときにまた言いますけれども。

要するに、滞納者も多いし、金額も太くなっていると。まあ言うたら、説明のときにもありましたけれども、滞納している人は、そ

ういった人はよね、税だけじゃない、国保も水道も何もかにもが滞納しちよってよね云々、という話がありましたよね。まさに、そういう状況で、そういう人はまた多重債務にも陥ちよって、もう、にっちもさっちも首が回らんという人がたくさん今、増えてきてるわけです。

そういった中で交通弱者も、お年寄りがどんどんどんどん増えてきて、私の知っちゆう人でも、もう 80 いくつを超えて、もう今までバイクへ乗りよったけんどもよね、もうよう乗らんけということで、ことし、今年度は、もう免許を返上すると、こういう方もどんどん出てきてます。

その免許を返上する人については、警察もですね、得策といいますか、そういったものを施策をすとかいうていうような話もありますし、それから、ちょうどきょう、うちへ帰って、NHKのテレビを見ますとですね、県内の求人数に対する就職のほうですよ、それも 0.6 何%というて若干ようになったとは言ってますけれども、しかし、それは採用がちょっと増えたというても、ほとんどが本採というかね、そういった採用は増えてはないと、こういうような話で、ますます何というか、世の中が疲弊していくばかりで、しかもこのような田舎はよね、うちのような田舎、もっと田舎はありますけれども、どんどんどんどんこれから、そういったいわゆるその生活弱者、交通弱者、そういった人がどんどん増えていくと。

そういった中で、国保にもお金を入れないかんとかよね、負担が増えていくとか、そういうことがどんどんどんどん増えていって、片っ方では払えんような人が出てくる。そういうようなこと、そういったことに、今一番目を向けないかんじゃないかと、僕は思っているわけです。

けれども、町長の施策は、どうも、そういう感じがしないというふうにするわけですか。だから、1円たりとも無駄なお金は使えん状態じゃないかよ、という話を一般質問のときにもさせていただきましたけれども。

こういうことじゃなくて、もうちょっと住民の生活を下支えしていく、どうやって応援していこう、とそういった姿勢の見えるよね予算に、ぜひともしていただきたいと、こういうふうに思いゆうところですけども、そういった面では、非常に残念な状況ではないかというふうに思います。

それを、そういう点で私は、もう今回は討論にも立ちませんし、それから修正動議も出しませんけれどもよね、この場で、申し述べさせていただきますけれども、そのような理由で、今回の一般会計にもですね、反対をしたいと、このように思ってるわけです。

すぐに、一般会計に反対したらですね、何もかにも反対かと、こう言う人がおりますけれども、そういう意味ではございません。全くこれは政治的な意味で反対を申し述べているわけですから、その点をよろしくお願いをしたいと思います。

先ほどの点について、総務課長からですね、ひとつその何とか会議を立ち上げるべきやったけどというがは、それは何か計画があつてのことですか。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。先ほど私が答弁しましたのは、町長から、今現状がですね、非常に黒岩観光のバスの運行も赤字になっていると。それは今後もまた拡大していく可能性もありますんで、それに変わるですね、手段としての何らかの方法をですね考えるために、そうした会議も、会議といいますか、先ほど言いましたような地域公共交通会議のような会議も開いてですね、やっていったらどうかということを示されておりますんで、ただ、まだ現在、直接まだ着手はしておりませんので、そういう方向でですね作業をしていきたいというふうには考えております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号、平成25年度佐川町一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

起立多数。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、平成25年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号、平成25年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、平成25年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、質疑を行います

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号、平成25年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、平成25年度佐川町学校給食特別会計予

算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 9 号、平成 25 年度佐川町学校給食特別会計予算について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 10 号、平成 25 年度佐川町農業集落排水事業
特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 10 号、平成 25 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 11 号、平成 25 年度佐川町特定環境保全公共
下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番 (松本正人君)

勉強会のおきにもお聞きしましたがけれども、一応また繰り返しに

なるかもしれませんが、お伺いをしたいと思います。

もう、この 24 年度で、実質終わるということですのでけれども、これまでのですね、簡単な収支について説明をしていただきたいと思っています。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。当事業、平成 4 年度に入りまして、24 年度、24 年度につきましては、決算見込みでございます。25 年度は予算ということで歳入総額は 3 億 9,157 万 2,000 円となっております。歳出も同じでございます。このうちで、歳入のうちで、国費が 1 億 2,755 万円。それと下水道事業債が 1 億 60 万円。一般会計繰入金が 1 億 6,342 万 2,000 円となっております。

また、この一般会計繰入金の中には、元利償還金に対する 44% の交付税算入分が入っております。そのため、44% 部分が 2,407 万 4,000 円でございますので、実質、一般財源は 1 億 3,934 万 8,000 円となります。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 11 号、平成 25 年度佐川町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、平成 25 年度佐川町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第 12 号、平成 25 年度佐川町介護保険特別会計予算について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 13 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別
会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第 13 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算に
ついて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計
予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 15 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番 (松本正人君)

この特別会計に直接かかったわけではないですけれども、もう新しい病院が、もうすぐ完成するということで、随分と投資もしたわけですけれども、肝心なのはその中身ということになってこうかと思えます。

事業にはですね、一定の、何というか、予定外ということ、これまで聞いてないというか予定外の投資も見られるわけですけれども、なかなかここまで病院局長さんなんか大変ではなかったかというふうに思います。

最初に、この事業が持ち上がったときに、非常に、こう唐突で、唐突すぎやせんかということですね、住民にきちっとした説明をせよということで、住民への説明会も開いていただいたというような経過がございます。

けれどもよね、やっぱりそのときにも私自身も言うたかもしれませんけれども。やっぱり家を建てる時はですね、あわてて建ててはいかんというて大体言われますよね。同じように、これはかなり、こんな唐突な建て方をしたらですね、「ああすりゃよかった、こうすりゃよかった」といろんなことが、出てくりゃへんろうかというようなことが出てきやせんかということもあったと思えますけれども。

まさに、今回もですね、この事業中も、そんなようなことが、ただ単に、「ああすりゃよかった、こうすりゃよかった」じゃなくて、なかなか病院というのは、たくさんの法律で縛られちゅうところが

ありますので、部屋の大きさ一つでもですね、決まっちゃうがです。国の法律で。やっぱりそんな点からもですね、いろんな、後で気がつくこととか、そんなこともあって、そんなことでいろいろと苦労もされたんじゃないかというふうに思いますけれども。

そこで、勉強会するときにも聞いてはいますけれども、いわゆる産婦人科。今、婦人科はございますけれども、産婦人科がなくなって、佐川高北病院でお産ができないという状況になって、もうしばらくなるわけですけれども、ずいぶんと、やはり地元のというか、その地域の方々はよね、近くでお産をするところがないということで、高北病院に対するそのお産施設というのはですね、非常に切望されているという状況ですけれども。

もし、これから先ですね、そのような条件を整えることができた場合に、この新しい施設でですね、そのお産をできるような構えが取れるのかどうか、そのことについて、お伺いをしたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えをいたします。高北病院、新しい病院でも産婦人科を設置するというので、従前に引き続いて開業をしていきます。ただ、現在の体制では、先の議会でも坂本議員さんにお答えをいたしておりますけれども、医師の体制確保が十分できておりませんで、どうしてもその受け入れ体制ができてない状態でございます。まず、医師確保の問題が大きなネックになっておるところでございます。

複数の医師がないと、医師がおらなければ、とても産婦人科は回っていかないと。大学の方からも言われておるわけですが、その大学自体がなかなか産婦人科医師の確保にも手をやいているような状態の中で、高北病院のほうへも回していただける状態にないわけでございます。

しかし、いつでも、設備的には、産婦人科医師体制を整えれば、受け入れしてやっていこうという思いを持っておるわけですが、従前は、お話にあるとおり、高北病院、1年間100名以上のお子さんの命をですね、あそこの病院で授かっておるという長い歴史伝統があるわけですが、こういった点を大事にしていきたい。高北地域で、その産婦人科の灯を守っていきたいという思いは強く持っておるところでございます。

このことにつきましては、特に、看護部門が強い思いを持っておりまして、助産師も現在、スタッフとしておるわけですが、

彼女たちのいわく、自分たちも産婦人科の業務へ入ってですね、赤ちゃんを取り上げたいという気持ちを伝えられておるわけですが、先ほど来申し上げたとおり、その医師体制の確保がいかんともしがたい状態でございます、こういった点につきましては、今後とも力を入れてまいりたいと思っております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 15 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

10 分間休憩します。

休憩 午後 2 時 58 分

再開 午後 3 時 13 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 16、議案第 16 号、佐川町課設置条例の一部改正について、質疑を行います。

8 番（松本正人君）

勉強会の場でもお伺いをしたところですが、私にとっては、この設置条例はですね、唐突なもので、この課が設置されたら、次のこの構えている議案第 21 号で、条例の改定案が出されると、こういうことになっております。

これまで滞納整理課でやってきたわけですが、それを収納管理課に改めるということの理由をですね、お伺いをしたいと思

ます。

副町長（西森勝仁君）

わかりやすく言えば、収納管理を全ての、町長が管理する債権の、この一元管理ということです。

8 番（松本正人君）

全然わかりやすすくないですけど。要するに、一元化するということですけども。それを言うたらですね、今、聞いたのは、滞納整理課でやってきたことが、要するに、それじゃあ不十分とか何とか、そういうことでよね、これに改めるということでしょう。だから、今までのが、何が不十分で、不十分を補うためには、これをやったら何が補われるかということ聞きゆうがですが。

副町長（西森勝仁君）

今までやってきた業務プラス、プラスがあります。全ての債権管理が含まれます。今まで滞納整理課でやってきたのは、十ぐらいかね。これからは現年分も全部やっていきます。水道徴収なども全て含めたら 25、税も法人とか個人に分ければ 27 くらいになると思います。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

3 番（松浦隆起君）

収納率の向上を目指してということだと思いますので、後押しはしたいと思いますが、先ほど松本議員からもありましたが、今回、収納管理課というのが、我々議員としては、今回突然、唐突に出てきたと。御説明ではおととしからスタートしたということですけども、できれば、途中経過で、こういう流れになってるという話をいただければ、もう少し我々も議論をしたりですね、勉強する機会もあったかなというふうに思います。

住民の皆さんにも知っていただかんといけませんので、改めてお聞きをしますが、何名の体制でですね、どういった体制で行うのか、この収納管理課ということで。

それから、今御説明いただきましたが、どういうメリットを目的として行っていくのか。全体の中で、職員数が少ない中で少数精鋭でやられているという現状が、佐川町はあるわけですね。その中で、新たにこの収納管理課に人が割かれていくと。現課とのつながり、どういう仕事の割合になっていくのか、それから、今まで部課業務

をやって、その後収納まで一元管理をしていった、その職員の方たちの仕事の最後の責任の取り方、そのあたりはどうなっていくのか。全体的な、新たに観光協会等にも職員の方が派遣されるようですが、そういった部分で、新たに人が新たなところへ行くわけで、全体の役場としての職員数、仕事に対する職員数が対応できるようになるのかどうか、そのへんも含めて、少し説明いただきたいと思います。

滞納整理課長（岡本直美君）

私のほうは、経過についてお話します。滞納整理課で、滞納分だけをやっておりましたが、滞納分は、私たちのほうで差し押さえなどをやって済ましましても、現年分については、また残っていくと。結局、現年が残ってイタチごっこ、また滞納整理課へ送られるよということが多々ありました。それで、できれば、現年分も含めてやっていきたい。

それと、滞納者によっては複数、税と保育料とか、住宅料とか、全部ためてるという人もおります。そういう方については、それぞれが行ってたんでは、それぞれの約束で、滞納者側も何をやってるのかわからないと。さっき来たのに、というような状態が多々ありました。それではちょっと困るということで、どうしたらいいのかと。

それと、税の場合は、延滞金も取ってますので、私たちが研修していく中で「差し押さえは早くやってやるのが親切ですよ」ということを言われました。というのは、やっぱり延滞金がすごくかかってきますので、そうすると、滞納者側も大変ですよ、と。そういうことも言われました。

そういうことを含めて、できれば現年も含めて、それぞれ個々が行かずに、一人の人間が行って、一人というのもちよっと語弊ありますけど、二人1組で行くんですが、行って、一人の人に対応すると。それぞれが対応してたんでは、それこそ、複数の、それぞれに約束してしまっていて、それこそ払えなくなるという形が出てきますので、それを防ぐために、収納一元管理しなきゃあだめですねということになりました。

人員体制につきましては、副町長のほうから説明があると思いますので、よろしく申し上げます。

副町長（西森勝仁君）

職員体制につきましては、課長以下8名を予定しております。課

長以下2係です。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。まず、松浦議員さんの滞納整理課の課の設置についてのプロセスの中で、議会には全く相談がなかったと。そういうきついおしかりを受けました。確かにそのとおりでございまして、このことにつきましては、私どもは、先ほど来、議論の中で申し上げておりますように、滞納整理課4年かかって、その中で、この税の、いわゆる徴収の公平性については、さらに、いろいろな面で強化しなければならない。その視点に立って、いわゆる組織を改めて検討してきた経過がございます。

その経過の中で、議員の皆さんに、一度も下相談もなかったということにつきましては、これは、私の不徳の致すところでございます。おわびを申し上げます。それは、まずおわび申し上げます。

その上で、私どもとしては、今まで、いろいろ世間でも言われております税の滞納、これを、いわゆる滞納というか税の取り方のいわゆる不備で、いろいろな事象が各地で起こっておりまして、そういうことがないようにということもさることながら、私たちは納税者に対して、やっぱり公平の原則というのは、きちっとやっぱり維持していくと。その役目も大きな役割ではないかなあと。そういうことを期待しながら、組織の改編をお願いをしたところでございます。前段のことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

また、この議会でもたびたび、いわゆる職員の数の問題、事業もだんだん増えてまいりまして、負担もかかっているわけでございますけれども、やはり、私は、この場でもずっと申し上げておりますけれども、職員の方には負担がかかるわけでございますけれども、業務量がどんどん増えてくるから職員の数を増やすということには、今の時勢では、なかなかやっぱり理解が得られないと。

そういう原点に立って、いろいろな事務の簡素化も含めて考えながら、できることなら、小さい政府とよく言われますけれども、少数の少数精鋭化ということを目標に職員の皆さんにも協力をお願いしてきた経過がございます。

滞納整理課の、今、副町長のほうから8名という予定の話、ありましたけど、これでも中身はきちっと仕事もできるということですよ

けども、今、例えば、いわゆるキャリアの人が 60 になったら定年迎えるわけです。まだまだ、今の 60 といったら仕事もできるということですから、そういう人たちのエネルギーも活用しながら、できるだけ職員にも負担のかからないように、そして効率のいい組織づくりに、これからも邁進してまいりたいというふうに考えております。

滞納整理課、例えば、20、今、7項目ございます。各課に割り振ってございまして、それ、一つ一つ取り上げてきたら、そこには人員が浮いてくるわけですが、これはなかなか0コンマ1、2を切ってやるわけにはいきませんので、そのあたりはこれからいろいろな手法を講じながら、できるだけ効率のいい組織をつくっていきたいというふうに考えております。以上です。

滞納整理課長（岡本直美君）

言い忘れていましたが、事務分掌については、督促状を発するところから収納管理課のほうに移すという形を取りたいと思っております。

というのは、督促状というのは、重複している人は何枚も出る場合があります、封筒へ入れて1通で送るといった形をとりたいというのがあります。

総務課長（岡林護君）

総務課からは、総務課は役場の機構等も担当しておりますので、その観点から、ちょっと私のほうからも答弁させていただきたいと思いますが、この収納管理一元化というのは、私は2つの意味を持つてると思います。

1つはですね、先ほどから出ております 25 の公債権、私債権を一手に引き受けるという一元化とですね、あと基本的には、今まで、滞納整理課は過年度分の滞納分を担当しておりましたけど、これからはですね、現年分の滞納も一緒に一手に引き受けていくということです。

私は、この現年分の滞納を一手に引き受けるというのは、非常に大きなメリットがあると考えております。先ほど、滞納整理課長からも言いましたけど、過年度分の滞納だけを担当していったら、イタチごっこといいますか、次々、また新しく滞納が、毎年、ほとんどそれほど減らずに、繰り返していくという状況が繰り返されると思うんですけど、現年分の対応をそういう形で取り組んでいくと、いずれはですね、過年度分もだんだん減ってくるという方向に向か

っていくと思いますんで、その意味のメリットが非常に大きいというに思っています。

それとあと、名寄せの部分です。一人がいくつもの滞納を持ってるといふ部分において、名寄せによって、この部分についても一手に管轄してやっていけると。こういう効率性があるということにおいてですね、私は、メリットがあると考えております。

3 番（松浦隆起君）

1 点だけ、ちょっと確認をさせていただきますが、今ちょっと答弁の中で、督促から業務の担当は、この収納管理課という答弁であったかと思いますが、そうではなくて、要は現課において賦課業務までやって、その後の、督促になる前の収納を全て、収納段階から管理をすると、そういう業務じゃないんですか。

滞納整理課長（岡本直美君）

お答えします。口座振替とか、そういうのがありまして、口座振替は、それぞれが違った形をとってます。それで、口座振替については、現課でやってくださいね、というのを私たちは思っています。後の督促状を発送する時点から名寄せをしていくという形でやりたいなというふうに考えております。

消し込みも収納管理課でやりますが、口座振替の手続きについては現課でやってくださいというふうに考えております。

（「休憩願います」の声あり）

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 3 時 29 分

再開 午後 3 時 31 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

8 番（松本正人君）

この後ですね、その条例のがもありますので、どっちで言うたらええか、ようわからんがですけども。やっていることは、審議する内容は一緒やと思いますが。

一番心配してるのはですね、いわゆる今の滞納整理課の、そのま

だ前はですね、要するに、それぞれの課が全て行ってたということですよ。現年分の請求をして、それが入ってこらったら督促状を出してですね、それでも入ってこらたら、また何らかの措置をとっていくと、こういう形ですよ。

そういうふうにとると、担当課がですよ、その滞納された方と、まあ言うたら話をし、場合によったら、いろいろ事情も聞いて、それやったら大変やきによね、分割納付にしてもらおうか、とかそういうふうな話になっていくわけですよ。

一番僕が言いたいのはですね、そういうふうを集約してしまうと、いわゆるその顔の見える業務がよね、おろそかになっていきやせんかということところが一番の心配するところなですよ。今の機構でもちょっと心配なところがあったがですけども。

それでですよ、その業務がよね、一番大事なところで、これから後でも言いますけれども、そこのところをどういうふうを考えているのかということが一番大事なところなんです、いかがですか。

町長（榎並谷哲夫君）

その、松本議員のおっしゃられる内容、私もわかるわけですが、ただ、この説明の中でも申し上げたように、何が100%というのは、なかなかやっぱり難しいとは思いますが。

そういった各課にまたがる、いわゆる私債権も含めて27項目でございまして、それぞれの担当課というのは、そればかりやってないということもございまして、それがために滞納が増えてきたということにも、原因もそこにも、そこにあるわけじゃないかもわかりませんが、例えば学校給食あたりも、一度、新聞に大きく出た経過がございまして、そのあたりは、若干、組織の収納の状況の中で、不備の点もあったかというような、そういう、これのためにこれをつくるということじゃなし、総合的に判断をして、こういうようなことをやらしていただきたいと。

ただし、25年度からスタートさしてもらったとしたら、まだまだやっぱりいろいろな御意見も、それぞれあろうかと思いますが。それはそのとき、軽々変わるものじゃないですけども、やっぱりいろいろ改善すべきは改善すべき、世の中流れてますから。そういう考え方で、ぜひこの収納管理課については、議員の皆さんにも御協力もいただきたいなあというふうに思っております。

今、おっしゃられた内容につきまして、例えば、滞納整理課をつくるときに、今ちょっと意見もいただきました。何もかも、無理やりというようなことをやるんじゃないかと。差し押さえとか強制収用とか、そういうようなことを言われたことがありますけども、私は、できたときには、きちっとやっぱりそういう事態は説明をして、例えば悪質な場合は、これはもう強行しなければならないけども、やっぱり弱い立場の人は、きちっと意見を聞いて、それでいろいろな手法で協力してもらおうような体制をつくって行ってくださいということを指示したことがございます。

それが、全部が全部、なかなか、皆さんに満足のいくところはないかもわかりませんが、そういった今松本議員がおっしゃられたことも含めて、今度の収納管理課、もしお認めいただけるんなら、そういう御意見も踏まえて運営をしてまいるように努力してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

8 番（松本正人君）

後の議案第 21 号のところでも質問をしたいとは思いますが、そのどっちで質問をするのか、ちょっと僕も迷うところがありますけれどもよね。要するに、地方税法で、滞納者に対してですね「納入できる財産がないとき」「滞納処分によって生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき」「所在と滞納処分する財産がともに不明のとき」この3点の要件を充足しているときはですね、執行停止をすることができる、とこういうふうになっちゅうわけです。

前のときの一般会計の質問のときやったと思いますが、チラッと税務課長がですね、その金額でよね、いわゆる機構へ送りゆうと、こういふふうに言われましたけど、妙によくわかりませんが、機械的にもっていくようなイメージがありますけれども、今言うたようなことに留意をしてやってるのか、やってないのか、そのことをお伺いしたいと思いますけれども。

税務課長（河添博明君）

お答えいたします。機構へ送っておるのはですね、金額 10 万以上ということで、今先ほどお答えしましたけれども、件数がですね、今、55 件送ってるんですけども、実際はですね、うちのほうの内部で、全て精査ができません。そういったことで、機構を通じてですね精査をしていただく分というふうなさび分けもさせていただきます。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 16 号、佐川町課設置条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 17 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 17 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 18 号、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 18 号、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 19 号、佐川町都市公園条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 19 号、佐川町都市公園条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 20 号、佐川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります
これから採決を行います。

議案第 20 号、佐川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 21 号、佐川町債権管理条例の制定について、質疑を行います。

8 番（松本正人君）

ごめんなさい、質問が逆になってしまったんですけど。本来、こっちで質問せないかんがを先にやって、今の質問がちょっとずれるかもしれませんが。要するに、議案第 16 号と、これは関連する、つながっちゃう条例ですのでお伺いしますけれども。

松浦議員が、先ほど質問もしておりましたが、ちょっと確認したいですけどよね、機構を変えて、今までの職員の数とですね、それから新しい職員が 8 人になるということですけども、今の体制は臨時を入れたりしちゅうですけど、この 8 人というのは臨時も関係なく、本職で 8 人という意味か、それを確認したいです。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。この組織、人員につきましては、正職も、それから非常勤、臨時も含めて 8 名ということですけども、御案内のように、非常に公正を期すと、それと守秘義務、そういう貴重な重要な任務を持ってますので、それはきちっと責任をとれる人員配置をしてまいりたいというふうに考えてます。

8 人が全部、正職員で増ということには、なかなか今の人員の中ではやりにくいので、そこのあたりは、先ほどもお答え申し上げましたけども、工夫をしながら、きちっとした運営ができるような体制を構築したいというふうに考えております。

8 番（松本正人君）

それとですね、その現年の請求ができるようになると、こういうことでしたけれどもよね、その現年の分にしても、いわゆる1年分ボンと現年で請求しゆうわけじゃないですから、国保やったら、今8期でしたかね。とかですね、町民税やったら5期でしたかね。4期か。そういうような形で請求していきゆうわけですよ。そうになると、1期分滞納があったらですね、督促かけゆうんじゃないかと思えますけれども。そういう形をやってるのは、担当課が今現在やっていて、私もときどき落ちてなくってですね、恥ずかしい思いしゆうときもありますけれども。そういうときは、ちゃんと請求がきて、それでその課がですね、管理しゆうわけじゃないですか、ね。私は、それで十分と思えますけれども、そこのところを今言うた形でやってるといふことで確認していいですかね。1つは。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後3時46分

再開 午後3時47分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（榎並谷哲夫君）

御質問のあった内容で、今、運用をしております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番（松本正人君）

3回目になりましたけど。先ほど言いましたよね。要するに、地方税法のことですけれども。いわゆる先ほど言うた「納入できる財産がないとき」「滞納処分によって生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき」「所在と滞納処分する財産がともに不明のとき」この3つのうちのどれか1つでも該当をしちよったらですよ、その滞納処分の執行を停止することができるということについては、認識はそれはありますか。

町長（榎並谷哲夫君）

これは、私ども、自分勝手に取るわけにはいきませんので、これ

はきちっとした法律上に基づいて運用されてるものというに思っております。

滞納整理課長（岡本直美君）

もちろん法律は読んでおりますので、実際に執行停止もかけておりますし、執行停止かけて3年間は一応調査する必要がありますので、調査もしております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

8番（松本正人君）

急遽構えた討論ですから、不十分なところがあるとは思いますが、よろしく願います。

厳しい財政状況の中で、支払能力があるのに払わない、支払わない、一部悪徳滞納者を解決することや、きめ細かい滞納整理の努力で税収を確保することは重要なことです。

しかし、もう一方で、地方税等の滞納が増えている背景には厳しい経済・雇用情勢の中で、失業や倒産、非正規労働の拡大、病気などがあり、さらに、平成17年度の配偶者特別控除の廃止、平成18年度の高齢者控除の廃止、公的年金等控除の縮小、平成19年の所得税・住民税の定率減税の廃止、住民税の累進税率の廃止などにより、それまで非課税だった低所得世帯、高齢者世帯が、新たに納税者となり、これがさらに国民健康保険税や介護保険料などの負担増にはねかえってきて、払いたくても払えない深刻な事態が進行していることも事実です。

滞納者の多くは、地方税や国保税だけが滞っているのではなく、失業や病気、倒産などで生活困難に陥り、公共料金やライフラインにかかわる料金なども滞っている場合があり、多重債務に陥っている場合も少なくありません。

顔の見える自治体が、納税対応を糸口にしながら、きめ細かく相談に乗ることで、分割納付や徴税猶予、さらには就労支援や生活保護を初めとした公的支援につなげ、生活再建をサポートしていくこ

とこそ、憲法・地方自治法に基づく自治体の責務ですが、今回の条例の設立は町と納税者の関係から納税者の新たな課の関係になり、血の通った対応が損なわれていく懸念があります。

文教のまち佐川町が消費者金融まがいの取り立てを率先して実施するようにはなりはしないかと憂慮をしているところです。

また、国税徴収法では、給料は生活費として差し押さえ禁止になっているにもかかわらず、督促状を送りつけただけで差し押さえるなど、生存権を侵す事態も他の自治体では生まれていると聞いています。

国税徴収法や地方税法では、納税者に滞納処分の対象となるべく財産がないとき、滞納処分の執行によって滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れのあるときは、滞納処分を停止させることができると定めており、改めて、法の精神にのっとった職員研修の充実も強く求めたいと思っているところです。

したがって、このような血の通わない制度になる恐れのある移行というのは、安易に行うべきではないというふうに考えております。そういうことよりもむしろ、こういった納税者の権利、生活権、そういったものについて、今一度職員の教育を徹底していくということが、まず、大切ではないかというふうに考えます。

したがって、今回の条例改正には反対をいたします。よろしくお願ひします。

議長（永田耕朗君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号、佐川町債権管理条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 22 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第 22 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 23 号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第 23 号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 24 号、佐川町新型インフルエンザ等対策本部

条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 24 号、佐川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25、議案第 25 号、牧野富太郎ふるさと館の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 25 号、牧野富太郎ふるさと館の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26、議案第 26 号、佐川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 26 号、佐川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27、議案第 27 号、佐川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 27 号、佐川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 28 号、佐川町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第 28 号、佐川町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 29、議案第 29 号、佐川町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第 29 号、佐川町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 30、議案第 30 号、佐川町給水条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 30 号、佐川町給水条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 31、議案第 31 号、佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 31 号、佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 32、議案第 32 号、佐川町総合文化センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 32 号、佐川町総合文化センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 33、議案第 33 号、佐川町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 33 号、佐川町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 34、議案第 34 号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 34 号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部改正
について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

延会 午後 4 時 8 分

